

## 鳴門市身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定及び鳴門市地域生活支援事業実施要綱（平成30年7月1日施行。以下「実施要綱」という。）に基づき、在宅の身体障がい者・児（以下「障がい者等」という。）に対して、訪問入浴サービスを供することにより障がい者等の身体の清潔を保持し、心身機能を維持することによって、日常生活の支援及び福祉の増進を図ることを目的とするための鳴門市身体障がい者訪問入浴サービス事業（以下「訪問入浴サービス事業」という。）の実施に伴う必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

**第2条** 訪問入浴サービス事業の実施主体は、鳴門市とする。

(事業内容)

**第3条** 訪問入浴サービス事業の内容は、障がい者等の居宅を訪問して行う入浴介護サービスとする。

(利用対象者)

**第4条** 訪問入浴サービス事業を利用できる者（以下「対象者」という。）は鳴門市に住所を有し、訪問入浴サービス事業を必要とする者であって、次の各号に該当するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）の給付対象者を除くものとする。

- (1) 身体障害者手帳1級、2級該当で寝たきり状態にある在宅者等（ただし、障がい児にあつては、事前協議を経て決定する。）
- (2) 対象者が、感染症の疾患を有していないこと。ただし医師により訪問入浴が可能と判断された場合は、感染症の疾患を有していても利用できるものとする。
- (3) 医師が入浴について可能と認めている者
- (4) 当該利用対象者を介護しているものの立会いが可能である者

(5) 病院、施設等に入院または入所していない者

(事業の委託)

**第5条** 訪問入浴サービス事業は、対象者およびサービスの内容の決定を除き、この訪問入浴サービス事業の全部または一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託して実施するものとする。

(利用回数)

**第6条** 利用回数は、週1回を限度とし、特に必要と認められる者については、障がい者等の身体的状況、世帯状況等を十分検討した上で決定するものとする。

(申請等手続)

**第7条** 訪問入浴サービス事業の申請、支給決定、利用者証の交付その他の手続については、実施要綱第3条から第7条までに定めるところによる。なお、申請の際は承諾書(様式第1号)に医師の意見書を添えて提出しなければならない。

2 利用者に決定通知書を通知した場合は、鳴門市身体障がい者訪問入浴サービス利用依頼書(様式第2号)により社会福祉法人等に通知するものとする。

(利用料)

**第8条** 訪問入浴サービス事業に係る利用料については、次のとおりとする。

(1) 1回あたりの利用料 12,500円

(利用者負担金)

**第9条** 利用者は、訪問入浴サービス事業の利用料の1割を負担しなければならない。ただし、生活保護世帯の者及び市民税非課税世帯の者においては、徴収しないものとする。

2 前項の世帯の範囲については、法に基づく障害福祉サービス費の支給の例による。

(委託料)

**第10条** 事業の委託料は、訪問入浴サービス事業に係る利用料から前条に規定する利用者負担金を差し引いた金額を、事業者に対して支払うものとする。

2 事業者は、訪問入浴サービス事業を提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ事業者に委託料を支払うものとする。

**第11条** この要綱で定めるもののほか、訪問入浴サービス事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。なお委託契約締結協議及び委託契約は施行日以前より行うことができる。

**附 則**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。